



埼玉県報

第 695 号
令和 8 年(2026 年)
2 月 20 日
金曜日

目次

訓令

- 埼玉県立学校文書管理・公印規程の一部を改正する訓令（県立学校人事課）

告示

- 埼玉県地球温暖化対策に係る事業活動対策指針の一部を改正する告示（温暖化対策課）
- 土壤汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定の一部解除（水環境課）
- 毛呂山・越生都市計画下水道の変更（下水道事業課）
- 富士見都市計画（三芳町決定）の変更に係る図書の写しの縦覧（下水道事業課）
- 県道鴻巣羽生線の供用の開始（北本県土整備事務所）
- 一般国道 254 号の供用の開始（川越県土整備事務所）
- 一般国道 254 号の道路の占用を制限する区域の指定（川越県土整備事務所）
- 令和 8 年度埼玉県職員採用上級試験（基礎能力検査枠）の実施（任用審査課）
- 令和 8 年度第 1 回（春期）埼玉県経験者職員採用試験の実施（任用審査課）

訓令

埼玉県教育委員会教育長訓令第一号

県立学校

埼玉県立学校文書管理・公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和八年二月二十日

埼玉県教育委員会教育長 日吉 亨

埼玉県立学校文書管理・公印規程の一部を改正する訓令

埼玉県立学校文書管理・公印規程（平成十三年埼玉県教育委員会教育長訓令第六号）の一部を次のように改正する。

第七条に次のただし書を加える。

ただし、前条第一項ただし書の規定により調製された文書管理台帳又は親展文書発送台帳に所要事項を記録する文書等又は親展文書については、それぞれ会計年度ごとに校長が定める番号から始まる一連の番号を付するものとする。

別表第一中 県立浦和工業高等学校

浦工高

を 県立大宮科学技術

高等学校

大科技高

に改め、県立大宮工業高等学校の項及び県立皆野高等学校

校の項を削り、

県立和光高等学校

和 高

を 県立和光国際高

等学校

和 国 高

に、 県立越生高等学校

越 生 高

を 県

立越生翔桜高等学校

翔 桜 高

に、 県立八潮高等学校

八

高

を 県立八潮フロンティア高等学校

八フロ高

に改め、県立岩槻北陵高等学校

の項、県立鳩山高等学校の項、県立八潮南高等学校の項及び県立和光国際高等学校の項を削る。

附 則

この訓令は、令和八年四月一日から施行する。

告 示

埼玉県告示第百十六号

令和七年埼玉県告示第三十号（埼玉県地球温暖化対策に係る事業活動対策指針）の一部を次のように改正し、令和八年四月一日から施行する。

令和八年二月二十日

埼玉県知事 大野 元裕

第三の一中「化石燃料、」を「化石燃料（脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（令和5年法律第32号）第34条第1項に規定する脱炭素成長型投資事業者が使用する化石燃料を除く。）又は」及び「又は電気」を「若しくは電気」に改める。

別表第三の第一の備考二中「場合」の次に「その他の知事が別に定める場合」を加える。

告 示

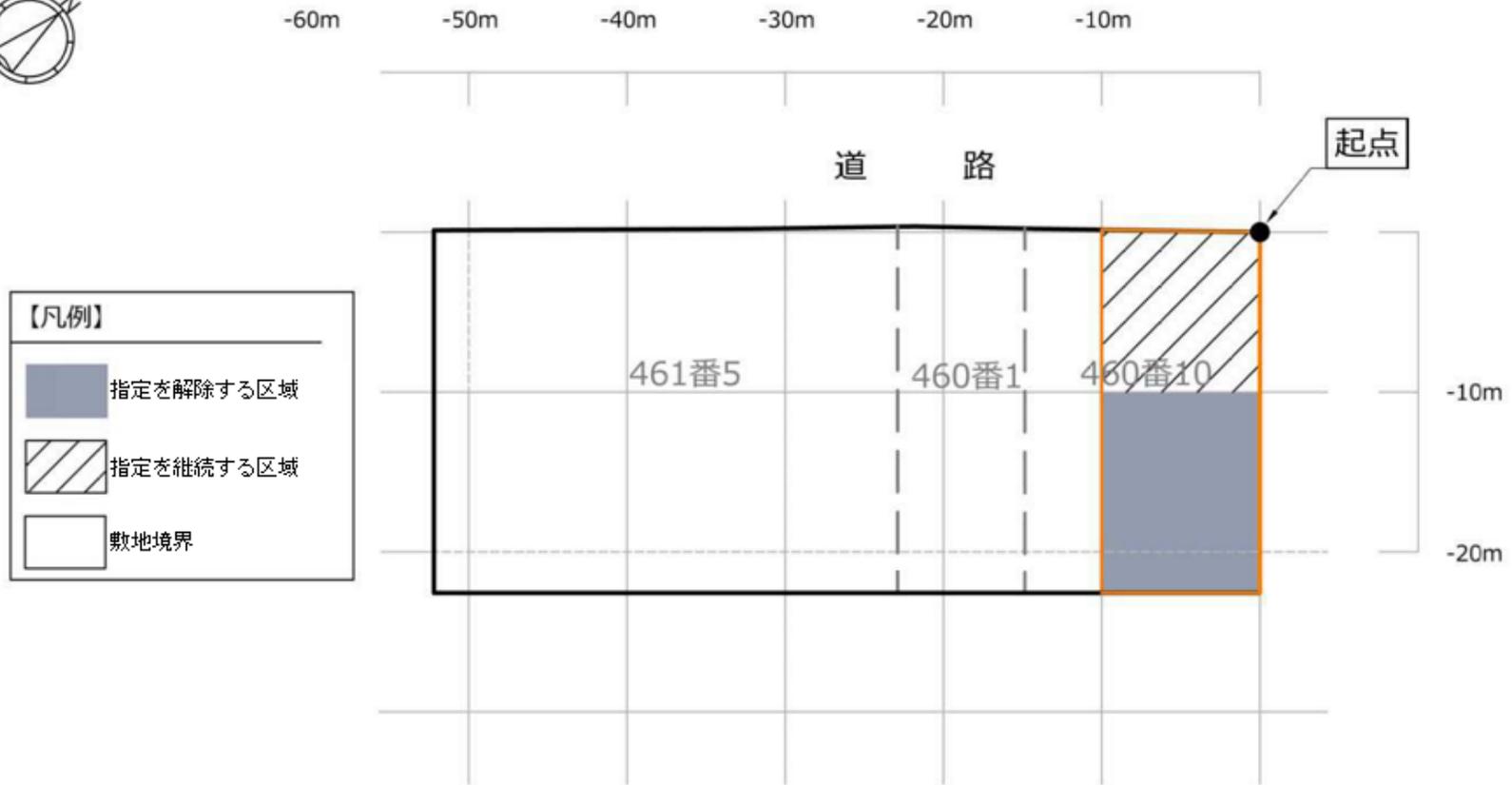
埼玉県告示第百十七号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、平成十七年埼玉県告示第千三百四十九号により指定した区域の指定を次のとおり一部解除する。

令和八年二月二十日

埼玉県知事 大野 元裕

- 一 形質変更時要届出区域としての指定を解除する区域
別図のとおり（埼玉県入間郡三芳町大字上富字吉拓四百六十番十の一部）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類
トリクロロエチレン
- 三 講じられた汚染の除去等の措置
なし



【起点】

起点は、入間郡三芳町大字上富字吉拓460番10及び同460番9の敷地境界の最北端の境界杭（コンクリート杭）とする。

【格子の回転角度：47度】

起点を通り東西方向及び南北方向に10m間隔で引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成される格子を、起点を支点に右方向に回転させた角度を示す。

告 示

埼玉県告示第百十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、次のとおり毛呂山・越生都市計画下水道を変更した。

なお、当該変更に係る図書の写しを埼玉県下水道局下水道事業課において縦覧に供する。

令和八年二月二十日

埼玉県知事 大野 元裕

一 都市計画の種類及び名称

毛呂山・越生都市計画下水道

二 都市計画の変更に係る土地の区域

イ 追加する部分

なし

ロ 削除する部分

毛呂山町大字小田谷の一部、鳩山町大字大豆戸及び小用の一部

告 示

埼玉県告示第百十九号

三芳町から富士見都市計画下水道の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県下水道局下水道事業課において縦覧に供する。

令和八年二月二十日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県北本県土整備事務所長告示第一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和八年二月二十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年二月二十日

埼玉県北本県土整備事務所長 木村 和正

<p>鴻巣羽生線</p>	<p>路線名</p>
<p>鴻巣市広田字芝崎三一四四番二地先から同市広田字柳原三六二一番一地先まで（ただし、関係図面に表示する部分に限る。）</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>令和八年二月二十日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>令和五年七月十一日付け埼玉県北本県土整備事務所長告示第七号で告示した道路予定区域の一部供用開始である。 延長四九〇・〇〇メートル</p>	<p>備考</p>

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和八年二月二十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年二月二十日

埼玉県川越県土整備事務所長 木 村 暢 宏

路 線 名	一般国道二百五十四号
供用開始の区間	ふじみ野市福岡新田字西川通二一〇 番八地先から同市福岡新田字谷中一 二四番一地先まで
供用開始の期日	令和八年二月二十日
備 考	令和四年一月二十八日付け埼 玉県川越県土整備事務所長告 示第一号で告示した道路予定 区域の供用開始である。延長 二二八・四九メートル

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定により次のとおり公示する。

その関係図面は、令和八年二月二十日から二週間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年二月二十日

埼玉県川越県土整備事務所長 木 村 暢 宏

一 道路の種類及び路線名 占用を制限する区域

一般国道 二百五十四号 ふじみ野市福岡新田字西川通二一〇番八地先から

同市福岡新田字谷中一二四番一地先まで

二 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りではない。

三 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四 占用の制限の開始の期日

令和八年二月二十一日

告 示

埼玉県人事委員会告示第一号

令和八年度埼玉県職員採用上級試験を次のとおり実施する。

令和八年二月二十日

埼玉県人事委員会委員長 池 本 誠 司

1 試験の名称

令和8年度埼玉県職員採用上級試験

2 試験職種、採用予定者数及び受験資格

試験区分	試験職種	採用予定者数	受験資格
埼玉県職員採用上級試験	一般行政（基礎能力検査枠）	80人	○日本国籍を有する者 ○地方公務員法第16条の欠格条項に該当しない者
	設備（基礎能力検査枠）	15人	○次に掲げる者 (1) 平成8年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた者（学歴不問） (2) 平成17年4月2日以降に生まれた者で、次に掲げるもの ア 学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。以下「大学」という。）を卒業した者又は令和9年3月までに大学を卒業する見込みの者 イ 埼玉県人事委員会がアに掲げる者と同等の資格があると認める者
	総合土木（基礎能力検査枠）	33人	
	建築（基礎能力検査枠）	10人	(3) 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けていない者（心神耗弱を原因とするもの以外）

3 試験の方法

試験は、大学卒業程度により次のとおり行う。

(1) 一般行政（基礎能力検査枠）

ア 第1次試験 基礎能力検査

イ 第2次試験 論文試験、人物試験

(2) 設備（基礎能力検査枠）、総合土木（基礎能力検査枠）、建築（基礎能力検査枠）

ア 第1次試験 基礎能力検査

イ 第2次試験 人物試験

4 試験の実施日、会場及び合格発表

(1) 一般行政（基礎能力検査枠）

試験	実施日	会場	合格発表
----	-----	----	------

第1次試験	4月10日（金）から4月23日（木） 上記期間中の都合の良いいずれか1日に受検	SPI3テストセンター会場（専用会場又はオンライン会場）のうち、受検者が選択する会場	5月8日（金）午前10時から 6月11日（木）まで、埼玉県人事委員会事務局ホームページ「埼玉県職員採用情報」に掲載する。
第2次試験	5月16日（土）及び6月1日（月）から6月11日（木）までのいずれか1日（土曜日及び日曜日を含む。）。	さいたま市内	6月30日（火）午前10時から 7月7日（火）まで、埼玉県人事委員会事務局ホームページ「埼玉県職員採用情報」に掲載する。

(2) 設備（基礎能力検査枠）、総合土木（基礎能力検査枠）、建築（基礎能力検査枠）

試験	実施日	会場	合格発表
第1次試験	4月10日（金）から4月23日（木） 上記期間中の都合の良いいずれか1日に受検	SPI3テストセンター会場（専用会場又はオンライン会場）のうち、受検者が選択する会場	5月8日（金）午前10時から 6月11日（木）まで、埼玉県人事委員会事務局ホームページ「埼玉県職員採用情報」に掲載する。
第2次試験	5月18日（月）から5月21日（木） までのいずれか1日	さいたま市内	6月30日（火）午前10時から 7月7日（火）まで、埼玉県人事委員会事務局ホームページ「埼玉県職員採用情報」に掲載する。

5 試験の対象となる職の概要及び給与

(1) 職の概要

埼玉県の各機関に勤務し、一般行政事務又は技術的業務に従事する。

(2) 給与

ア 初任給は、原則として全職種とも約262,500円（地域手当を含む。）である。

一定の経歴がある場合は、経歴に応じた額が加算されることがある。

イ 上記の初任給は、それぞれの職種に応じた代表的な職務に従事した場合のものであり、職務の内容によって金額が変更になる場合がある。

ウ 上記の初任給のほか、支給要件に該当する者は、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当等が支給される。

エ 上記は、令和8年4月1日現在のものであり、採用時までに給与改定があった場合は、それによる。

6 採用候補者名簿への登載及び採用の方法

最終合格者は、採用候補者名簿に登載される。

名簿登載者は、任命権者からの請求に応じて提示され、本人の希望する仕事及び勤務地等についての意向聴取を行い、欠員の状況等に応じて採用される。採用の時期は、原則として令和9年4月1日である。

7 受験手続

(1) 申込方法

埼玉県電子申請・届出サービスにおいて、必要事項を入力の上、申し込むこと。

(2) 受付期間

令和8年3月2日（月）午前9時30分から令和8年3月16日（月）午後5時まで。

8 その他

(1) 試験についての詳細は、埼玉県人事委員会事務局ホームページ「埼玉県職員採用情報」に掲載する受験案内を参照すること。

(2) この試験についての問合せは、埼玉県人事委員会事務局任用審査課採用試験担当（さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話 048-822-8181）に行うこと。

告 示

埼玉県人事委員会告示第二号

令和八年度埼玉県経験者職員採用試験を次のとおり実施する。

令和八年二月二十日

埼玉県人事委員会委員長 池 本 誠 司

1 試験の名称

令和8年度埼玉県経験者職員採用試験

2 試験職種及び採用予定者数

試験区分	試験職種	採用予定者数
埼玉県経験者職員 採用試験 第1回（春期）	福祉	10人
	心理	5人
	設備	7人
	総合土木	17人
	建築	4人
	獣医師	8人

3 受験資格

- (1) 日本国籍を有する者
- (2) 地方公務員法第16条の欠格条項に該当しない者
- (3) 次に掲げる者
昭和40年4月2日から平成11年4月1日に生まれた者で民間企業等における職務経験等を有する者
- (4) 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けていない者（心神耗弱を原因とするもの以外）
- (5) 社会福祉法第19条第1項の社会福祉主事の任用資格を有する者又は令和9年3月31日までに当該資格を取得する見込みの者（試験職種が福祉の場合に限る。）
- (6) 獣医師の資格を有する者（試験職種が獣医師の場合に限る。）

4 試験の方法

試験は、大学卒業程度により次のとおり行う。

- (1) 第1次試験 書類審査
- (2) 第2次試験 論文試験
- (3) 第3次試験 人物試験

注 獣医師以外の職種については、埼玉県人事委員会が指定する資格（試験）の登録証等を有しており、かつ、第2次試験当日に必要な書類を提出し、申請を行った者については、資格（試験）の種類に応じて第2次試験の得点に加点を行う。

5 試験の実施日、会場及び合格発表

試験	実施日	会場	合格発表
第1次	3月2日（月）午前9	申込時に、電子申	5月15日（金）午前10時

試験	時30分から3月16日(月)午後5時までの期間内に電子申請システムから提出	請システムからエントリーシートを提出	から5月25日(月)まで、埼玉県人事委員会事務局ホームページ「埼玉県職員採用情報」に掲載する。
第2次試験	5月24日(日)	埼玉県県民活動総合センター(北足立郡伊奈町)	6月19日(金)午前10時から7月13日(月)まで、埼玉県人事委員会事務局ホームページ「埼玉県職員採用情報」に掲載する。
第3次試験	6月27日(土)から7月12日(日)までのいずれか1日(土曜日及び日曜日に限る。)	さいたま市内	7月31日(金)午前10時から8月7日(金)まで、埼玉県人事委員会事務局ホームページ「埼玉県職員採用情報」に掲載する。

6 試験の対象となる職の概要及び給与

(1) 職の概要

埼玉県の各機関に勤務し、技術的業務に従事する。

(2) 給与

ア 初任給は、採用される者の民間企業等での職務経験の内容等に応じて、在職する職員の給与と同等の額の範囲内で決定される。

(例) 民間企業等における職務経験が10年である場合

職種	福祉・心理・設備・総合土木・建築	獣医師
年齢	32歳	34歳
金額	約329,000円 (地域手当を含む。)	約379,000円 (地域手当を含む。)

(例) 民間企業等における職務経験が20年である場合

職種	福祉・心理・設備・総合土木・建築	獣医師
年齢	42歳	44歳
金額	約379,000円 (地域手当を含む。)	約393,000円 (地域手当を含む。)

イ 上記の初任給のほか、支給要件に該当する者は、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当等が支給される。

ウ 獣医師は初任給調整手当を含む。

エ 上記は、令和8年4月1日現在のものであり、採用時までには給与改定があ

った場合は、それによる。

7 採用候補者名簿への登載及び採用の方法

最終合格者は、採用候補者名簿に登載されるが、資格取得見込みの者にあつては、当該資格を取得できなかった場合は、採用されない。

名簿登載者は、任命権者からの請求に応じて提示され、本人の希望する仕事及び勤務地等についての意向聴取を行い、欠員の状況等に応じて採用される。採用の時期は、原則として令和9年4月1日である。

8 受験手続

(1) 申込方法

埼玉県電子申請・届出サービスにおいて、必要事項を入力の上、申し込むこと。

(2) 受付期間

令和8年3月2日（月）午前9時30分から令和8年3月16日（月）午後5時まで。

9 その他

(1) 試験についての詳細は、埼玉県人事委員会事務局ホームページ「埼玉県職員採用情報」に掲載する受験案内を参照すること。

(2) この試験についての問合せは、埼玉県人事委員会事務局任用審査課採用試験担当（さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話 048-822-8181）に行うこと。